

# 学校いじめ防止基本方針



令和7年4月  
(令和8年3月改定)

四日市市立川島小学校

## はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大にしていく取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなくいじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応も可能である。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

### 1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、児童自らがいじめを自分たちの問題として考えることができるよう支援していきます。

#### （1） 授業においては、

＜伝え合うために必要な「話す」「聞く」力をつける＞

学年ごとに、声のものさしや話し方などの掲示を統一し、日常的に「話す」「聞く」力を身につけられるようにします。また、語彙を豊かにする取組を進め、相手にわかりやすく伝える力を育てます。

#### （2） 仲間づくりにおいては、

＜子どもたちの心がつながり合う仲間づくりをすすめる＞

一人ひとりの存在が大切にされ、認められていると実感できる基本的な信頼関係を築くことが、何よりも重要であると考え、仲間づくりの実践を進めています。その中で、子どもたちの自己肯定感や問題解決力の育成を図ります。

さらに、学級や学校を、すべての児童生徒が安心・安全に生活できる場とするとともに、日々の授業や行事等において、互いに高め合い、活躍できる場面を数多く設定します。これらの取組を通して、いじめのない学校づくりを推進していきます。

## 2 いじめ防止啓発

- (1) あらゆる教育活動を通じて、人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図り、いじめを許さない環境づくりに努めます。
- (2) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用します。
- (3) 児童が主体的にいじめ防止に取り組めるよう支援するとともに、児童・保護者に対して、いじめ防止の重要性について理解を深めるための啓発を推進します。
  - ・保護者向け啓発リーフレットを保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 4月及び11月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童生徒をいじめから守るとともに、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解を図ります。
  - ・いじめ防止啓発のぼり旗等による啓発
- (5) いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を計画的に実施します。
  - ・毎学期1回以上の「いじめ調査」及び面談等の実施
  - ・「学級満足度調査（Q-U調査）」の実施
- (6) 「人権標語」や「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、いじめ防止への意識高揚を図ります。
- (7) 各種相談機関を周知します。
  - ・いじめや体罰等に関する相談電話（教育委員会）
  - ・発達障害、不登校等に関する相談（教育委員会）
  - ・青少年とその家庭の悩み相談電話（こども未来部）
  - ・人権に関する相談電話（人権センター）
  - ・文部科学省24時間こどもSOSダイヤル（全国共通）
  - ・いじめ相談メール
  - ・SNS相談アプリ（STANDBY）

児童生徒の学習用タブレット端末上に、いじめや自身の悩みを相談できる。
- (8) いじめ予防教育の実施
  - ・脱席観者、SOSの出し方をテーマにしたいじめ予防授業を実施し、いじめ予防といじめ防止啓発を行います。
- (9) 児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
  - ・こども未来部、携帯電話会社と連携し、児童や保護者に対して、SNSの正しい使い方の啓発を行う。
- (10) 教職員が、いじめ防止等に関する研修会に積極的に参加します。

### 3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童生徒や保護者との確な関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

#### (1) 日常的な取組

- ① 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し、個人面談や家庭訪問を行っています。
- ② 休み時間や放課後の雑談の中での児童に目を配っています。
- ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。

(2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、その結果を基にほかほかタイム（教育相談）を行うことを通して、いじめの状況を把握しています。

(3) 児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。

(4) 教育相談を実施しています。

「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。

(5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。

(6) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。また、学校だけで解決が難しい対応については、スクールソーシャルワーカー等を活用し、問題解決に向けて支援する。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。また、学校はメディア・リテラシーに関する教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

(8) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報を適切に保護する。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて、関係機関等で情報共有を行う。

### 4 いじめ事案に対する対応

(1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込みず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。

(2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。

(3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。

(4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。

(5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることについて、学級、学年、学校全体に指導します。

(6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。

- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめの解消要件に関しては、いじめに係る行為が止んで相当期間継続していること（少なくとも3か月）といじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談等で確認することもって解消とする。

## 第3章 いじめ防止のための校内組織

### 1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
  - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員の参加を依頼します。
  - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
  - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
  - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を設置しています。
  - ① 構成員は、管理職・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当等です。
  - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

### 2 学校関係者及び各種団体との連携

- 学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。
- (1) P T A及びコミュニティスクール運営協議会と協働しています。
  - (2) 事案により、保育園、幼稚園、他の小学校、中学校と連携し、情報共有を行っています。
  - (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
  - (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

## 第4章 保護者と児童の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どのこどもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育みましょう。また、日頃からいじめについて悩みがありたり、周囲でいじめを見つけたりした場合には、身近な大人に相談するよう声をかけていきましょう。
- (2) こどものいじめを防止するため、学校や地域の人々など、こどもを見守る大人同士が連携し、協働していじめを許さない環境づくりに取り組みましょう。
- (3) いじめを発見したり、いじめのおそれがあると感じたりした場合には、速やかに学校や関係機関等へ相談・連絡してください。
- (4) こどもがスマートフォン等のデジタル端末を使用する際には、保護者が責任をもって使用方法や使用時間を管理し、使用に伴う危険やトラブルへの対応を行ってください。

## 2 児童として

- (1) 自分の夢を実現するために、何事にも一生懸命取り組み、思いやりの心を大切にしながら、自ら進んでいじめを許さない環境づくりに取り組みましょう。
- (2) 自分だけでなく、周囲の人の気持ちや立場を尊重し、さまざまな場面で、思いやりのある態度や行動として表していきましょう。
- (3) 周囲にいじめの可能性を感じたときには、当事者に声をかけたり、信頼できる人に相談したりするなど、いじめを許さない立場に立って行動しましょう。

# 第5章 関係機関との連携

## 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 川島駐在所

## 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 人権センター
- (2) 市民生活課多文化共生推進室
- (3) 男女共同参画課
- (4) こども家庭センター
- (5) こども未来課青少年育成室
- (6) 北勢児童相談所
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 四日市市PTA連絡協議会

## 第6章 重大事態発生時の対処

### 1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。